

経理的基礎に関する審査の考え方

1 営業実績が3年（事業年度）以上ある法人の場合

直前事業年度の 自己資本比率	直前3年間の 経常利益金額 等の平均値	直前事業 年度の経 常利益金 額等	行政処分の内容		
			収集運搬業		処分業
			積保なし	積保あり	
10%以上	プラス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
10%以上	プラス	マイナス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
10%以上	マイナス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
10%以上	マイナス	マイナス	①必要時診断書	①必要時診断書	①必要時診断書
0%以上 10%未満	プラス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上 10%未満	プラス	マイナス	原則基礎認定	診断書	診断書
0%以上 10%未満	マイナス	プラス	原則基礎認定	診断書	診断書
0%以上 10%未満	マイナス	マイナス	診断書	診断書	診断書
0%未満	プラス	プラス	②必要時診断書	診断書	診断書
0%未満	プラス	マイナス	③必要時診断書	診断書	診断書
0%未満	マイナス	プラス	診断書	診断書	診断書
0%未満	マイナス	マイナス	不許可	不許可	不許可

（注）1 「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。

2 「診断書」では、今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

ただし、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではない。

3 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書は申請者の負担である。

4 「必要時診断書」とは、別紙のとおりである。

5 事業年度は、6か月以上あるものを1期としてみなす。

2 営業実績が3年間以上ある個人の場合

直前事業年度の資産状況	直前3年間の所得税の納税状況	行政処分の内容		
		収集運搬業		処分業
		積保なし	積保あり	
資産 $\geq$ 負債	毎年、納税している	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
資産 $\geq$ 負債	納税していない年あり	原則基礎認定	診断書	診断書
資産<負債	納税している年がある	診断書	診断書	診断書
資産<負債	毎年、納税していない	不許可	不許可	不許可

(注) 資産状況については、「資産に関する調書」により判断する。

- 1 「納税していない年あり」とは、直前3年間全て納税していない場合も含む。
- 2 「納税している年がある」とは、直前3年間全て納税している場合も含む。
- 3 「納税している」とは納税すべき額が1円以上発生し、かつそれを完納していることを指す(納税すべき額が0円の場合は「納税していない」に当たる。)。
- 4 「診断書」では、今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
ただし、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではない。
- 5 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書は申請者の負担である。

3 営業実績が3年（事業年度）に満たない法人又は3年間に満たない個人の場合

今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

「必要時診断書」について

1 「①必要時診断書」とは、次のいずれかに該当する場合、診断書の提出を要する。

- (1) 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。）に0以上であり、かつ、直前事業年度に0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（注1）がマイナス200パーセント未満である。
- (2) 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度とも0未満の場合で、経常利益金額等の伸率（注1）が100パーセントを超えている。

2 「②必要時診断書」とは、次のいずれかに該当する場合、診断書の提出を要する。

- (1) 直前事業年度の自己資本比率（注2）がマイナス30パーセント未満である。
- (2) 直前事業年度の流動比率（注3）が50パーセント未満である。

3 「③必要時診断書」とは、次のいずれかに該当する場合、診断書の提出を要する。

- (1) 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。）に0以上であり、かつ、直前事業年度に0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（注1）がマイナス200パーセント未満である。
- (2) 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度とも0未満の場合で、経常利益金額等の伸率（注1）が100パーセントを超えている。
- (3) 直前事業年度の自己資本比率（注2）がマイナス30パーセント未満である。
- (4) 直前事業年度の流動比率（注3）が50パーセント未満である。

（注1）経常利益金額等の伸率：

$$\frac{\text{直前事業年度の経常利益金額等} - \text{直前々事業年度の経常利益金額等}}{\text{直前々事業年度の経常利益金額等}} \times 100$$

（注2）自己資本比率 ： （純資産合計／負債・純資産合計（総資産））×100

（注3）流動比率 ： 流動資産／流動負債 ×100